

6. 教育開発センター

1. 教育開発センターの使命・目的

【現状の説明】

教育開発センターは、教育内容・方法の改善に関する重要事項を審議するために設置されていたFD委員会の機能をさらに発展させて、全学的な教育施策の企画・開発、ならびに教育活動の継続的な改善の推進と支援を行うことにより、本学における大学教育の充実と発展に寄与することを目的として、2004年4月に設置された。（設置の経緯については、第2章の1－（2）を参照）

本学における教育内容・方法の改善に関する実際の作業は、FD委員会設置（2000年4月）以前から各学部・研究科・言語文化教育研究センターがそれぞれ独自に行なっており、FD委員会は全学的な見地からそれを支援し、新たな取組の必要性を提言してきた。この教育改善の実施スタイルは本センターにも引き継がれており、本センターがリーダーシップを発揮し、策定した全学的な教育施策が無理なく各学部等に受け入れられて実施されるよう、常に各学部等と連携を取りながら事業を遂行している。

【点検・評価 長所と問題点】

本学のような大規模総合大学においては、それぞれが特色ある教育内容・方法を提供している各学部等に対して、一律の教育改善策を強いることは現実的ではない。この点を十分考慮することによって、本センターでは、その時々々の社会情勢に応じて検討が必要であるとみなされた課題に対する対応策を迅速に策定するシステムが有効に機能している。このため、設置されてから僅か1年しか経っていないが、全学的な教育の質の向上の重要性が各学部等に認識され、後述する様々な教育施策が着実に実施に向けて動き始めている。

ただ、本センターの活動は大学広報、ニューズレター、Web等多様なチャンネルを通じて学内外に広報しているが、全ての個別教員にその目的や活動が十分に理解されているとは言い難く、教育改善に対する積極的な取組が特定の教員にのみ限定される傾向が見られる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本センターの目的は、全学的な大学教育の充実と発展に寄与することであるが、そのためには個別教員の教育改善に対する意識改革が不可欠である。これを実現するために、今後は、各学部等に本センターの活動を浸透させる仕組の構築を促すことによって、各教員の教育改善に対する興味を喚起していく。

2. 教育研究組織

【現状の説明】

教育開発センター規程には、その事業を遂行するために、教育開発センター所長と、所長を補佐して業務を分掌する副所長を置き、本センターの行う事業を最終的に決定する機関として教育開発センター委員会（委員長は教育開発センター所長、委員は副所長、学部長、研究科長、言語文化教育研究センター所長、キリスト教文化センター所長、教務部長、学生支援センター所長、総合情報センター所長、各部会長、学長が委嘱する者の計23名）を置くことが定められている。

さらに、所長の下に、2004年度は以下の部会を設置している。これらの部会はいずれも常設のものではなく、1年毎にその時々必要性に照らして設置の是非を見直すことになっており、個別部会については教育開発センター規程には明記していない。

- (1) F D支援部会：教育内容、授業方法の改善に係る全学的な企画及び推進と全部会の統括を行なう
- (2) 導入教育部会：学生の実態・ニーズの把握と導入教育の雛形策定を行なう
- (3) I T活用部会：情報教育及び教育の情報化を推進するための環境の整備方針の検討と意識高揚活動を行う
- (4) 高大連携部会：高大連携事業に係る情報収集と企画を行なう

また、各部会の検討結果を実現に向けて調整する機関として、所長・副所長・各部長の計4名で構成される教育開発センター運営会議を置いている。

【点検・評価 長所と問題点】

本センターは大学長の諮問機動的な性格を有していたF D委員会と異なり、独立した組織として、高等教育を取り巻く環境の急激な変化を正確に分析しながら、多岐にわたる課題に対する適切な対応策を5年程度の中期的展望の中で検討し、主体的に政策立案する権限を有していることが大きな特徴である。とくに、個別部会は、必要に応じて設置することができ、自ら検討課題を設定して議論した結果を全学に発信できる。また、個別部会と教育開発センター委員会の両者に各学部・研究科・言文センターの代表が委員として参加しているため、部会での決定事項がスムーズに各学部等において実行に移されている。

問題点としては、上記のような利点を享受するために、個別部会の構成員数が肥大化してしまい、委員の都合を勘案すると臨機応変に部会を開催できないことがあげられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学のような大規模総合大学で教育改革を進めるためには、本センターのように各学部等の代表者で構成される部会や委員会に意思決定を委ねるシステムを取らざるを得ない。多数の構成員からなる部会や委員会を頻繁に開催することが困難であり、各部会において円滑に議論を進めていくためには、電子メールのメーリングリスト等を活用して、日常的に委員間の意志の疎通を図るなど工夫している。

2005年度は、上記4部会に加え、本学の大学院教育の充実のために教育支援体制ならびに学生支援体制の強化の諸方策を検討する大学院教育検討部会を設置した。今後も、必要に応じて新たな部会を設置していく。

3. 教育研究活動

【現状の説明】

教育開発センター規程には、センターの目的を達成するために、

- (1) 全学に共通する教育システムの企画及び開発
- (2) 教育内容・方法の改善に係る全学的な企画及び推進
- (3) 全学に関わる教育効果の評価方法の開発及び実施
- (4) 教育活動の支援体制の整備
- (5) 大学教育に関する図書、資料などの収集
- (6) その他必要な事項

等の事業を行なうことが定められている。

これらの事業を専門的に検討するため、前述した5つの部会を設置し、具体的な企画・立案・実施の活動を行っている。

以下にセンター設置初年度の各部会の活動状況を述べる。

(1) F D支援部会

「学生による授業評価アンケート調査」実施要領の決定と集計結果表示方法の見直しを行ない、2005年度からのW e bを利用した授業評価アンケート調査の導入を提案した。

本センターでは発足当初から、専任教職員がF Dに関する学外企画に積極的に参加することを支援するために、W e b上での各種催しの案内と参加費の補助を行っており、2004年度は19の催しに延べ68名の教職員が参加した。

さらに、各学部・研究科・言文センターの主體的なF D活動を支援するため、各30万円の活動費を配分しており、それぞれの組織において、図書購入、資料収集・研修旅費、講演会開催、報告書出版、W e b充実等、有効に活用されている。

(2) 導入教育部会

学生のバックグラウンドや意識等についてのデータを収集・蓄積することによって、本学1年次生の特徴を客観的に把握することを目的として、2005年3月末に学部1年次生を対象とした「キャンパスライフに関するアンケート調査」を実施した。2005年度はこの調査結果の分析を踏まえて、本学の学生に適した全学で参考になる導入教育モデルを作成する。

また、様々な国内の大学の導入教育関連資料の収集に加えて、日本より先に学生の大衆化を経験し、その対応策としてF Y E (First Year Experience) を構築してきたアメリカの事例について、アメリカの1年次教育政策研究センター所長のRandy L. Swing 博士を招いて、”Building a Foundation for Excellence: The First-Year Experience in America”を演題とする講演会を開催した。

(3) I T活用部会

後述の「教育方法・教材開発費制度」の元になった①「I T教材開発費制度の創設」、
「教育開発調査活動費制度」の原案になった②「I T研修補助金制度の創設」、③「I Tサポートオフィスの開設」、④「I T活用授業専用教室の整備」、⑤「ネット上での本人認定基準制定と学生証のI Cカード化」の5項目からなる「I T活用授業支援のために必要な措置について(第1次報告)」と、①「教材カタログの整備」、②「権利関係制度の整備」、③「啓蒙普及制度の整備」、④「受講者サービスの充実」の4項目からなる「I T活用授業支援のために必要な措置について(第2次報告)」をまとめた。
さらに、F D支援部会が取り組んだ、W e bを利用した授業評価アンケート調査の導入についても、技術的な側面から建設的なアドバイスを提供した。

また、2004年度まで全学の情報教育・研究に関する重要事項を審議する機関として設置されていた情報教育・研究委員会、同小委員会の廃止を受けて、2005年度から両委員会の機能を引き継ぎ、教育に関わる情報化について全学的な指針や企画を取りまとめる役割を担うことになっている。

(4) 高大連携部会

他大学の動向調査と本学の状況を比較した結果、本学では「高大連携」という用語こそ用いられてこなかったものの、入試広報を中心として、各学部、あるいは教員個人による対応として、かなりの活動実績があることに着目した。

これを踏まえて、①「対高校窓口の一元化」、②「対象高校選定基準の策定」、③「オープンキャンパスの活用」、④「出張講義のガイドライン」、⑤「高校生向け特設授業の実施」、⑥「ボランティア学生の派遣」、⑦「高校教師によるリメディアル教育の実施」の7項目からなる「高大連携事業実施方針についての提言」を行ない、提言内容実現に向けて、高大連携事業依頼処理マニュアルと出張講義実施マニュアルを策定した。

【点検・評価 長所と問題点】

まずFD支援部会は、従来のFD委員会の機能を引き継ぎ、多様な課題を一手に引き受けることになったが、教員個々人の立場に立った教育活動支援制度の整備は、本学の教育改善の動きを活性化させる重要な要素となったと考えられる。また、その教育サービスを楽しむ学生の立場に立ち、いつでもどこでも受講授業に対する評価が行なえるよう、Webを利用した授業評価アンケート調査の導入を決定したことは画期的である。

次に導入教育部会は、大規模総合大学における全学的導入教育のモデル策定という大きな課題を担い、その予備的作業として、本学では初めての全学的な学生の実態把握調査を行い、今後継続して実施していかなければならない教育効果測定の基盤を構築した。

IT活用部会は、これまで何度も取り上げられてきたものの実現してこなかった、教育におけるIT活用を促進するための必要な環境整備について、より具体的な提案を行い、全学的な議論を始動させた。

高大連携部会は、これまで積極的に意識されてこなかった高大連携について、入試広報の一環と位置付けることによって、全学的な取扱いのルールを確立し、今後の教育貢献事業としての高大連携事業にも拡大していける礎を作った。

以上のように、2005年度から発足する大学院教育検討部会を除き、各部会とも精力的に議論を尽くした結果、いずれの部会もこれまで本学で実現してこなかった教育改善のための諸方策の第一歩を印すことができた。しかし各学部等に配分しているFD活動支援予算の執行率が低いところがある等、1年間ではこれらの諸方策が全ての教員に理解され、教育改善に関する意識が高揚したとは言えない。これは、多くの教員が部会委員として議論に参加したとはいうものの、本学に籍を置く500名以上の専任教員数から見れば僅かな割合であり、必ずしも各委員が所属学部・研究科・言文センターにおいて精力的に意識高揚活動を行ったわけではないことが原因と考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大規模総合大学において教育改善に対する意識を高揚させるためには、トップダウン方式だけでは成功しない。今後とも本センターが様々な教育改善の諸方策を企画・立案し、それを効果的に発信していくことは当然のことであるが、それを全教職員に浸透させるためには、各学部等に本センターの活動を周知徹底させる機関の設置を促していくことが必要である。

大学院教育検討部会を2005年度に新設し、ティーチング・アシスタント制度及びリサーチ・アシスタント制度の見直し等、これまでFD委員会やFD支援部会では取り上げてこ

られなかった、大学院教育に固有の教育支援制度の充実に向けた課題を設定し、検討を進める。

また、本学における授業改善をさらに促進するために、専任教員を対象として、新たな教育方法及び教材開発に必要な費用全般を対象とする補助を行なう「教育方法・教材開発費制度」の設置と、本学の教育の質的向上のための積極的な調査活動を支援するために、専任教職員を対象として、教育開発に関する各種学外企画参加に必要な費用の補助を行なう「教育開発調査活動費制度」の設置を2005年度から実施する。初年度「教育方法・教材開発費」の採択件数は11件で、開発費予算は総額4,444,814円である。

4. 教員組織

【現状の説明】

本センターには、センター業務だけを行う専任教員は存在しない。役職者として学長が任命する所長、所長が任命する副所長1名、所長の推薦に基づき学長が委嘱する部会長が、教育開発センター運営会議メンバーとして日常的に教育開発センターを運営しているが、すべて学部所属教員の兼任である。

【点検・評価 長所と問題点】

本センターのように全学の教育改革をリードする組織には、グローバルな視点から大学改革を捉えて、日常的に教育改善を検討することができる専任の教員を複数配置することが理想であるが、一方でそのような個別学部等に属さない教員が教育施策の立案にリーダーシップを発揮しても、その実行過程で各学部等の独自性との軋轢が生じる可能性がある。

そういう意味で、現在の教員構成は、学部所属教員で成り立っているので、現時点で考えられる最善の体制であると考えられる。

しかしながら、諸施策の立案が特定の教員の見識や熱意に依存する部分が大きいため、高等教育を取り巻く諸問題の調査と研究が組織的に進展しないという弊害が生じる将来的な危惧もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

所長・副所長・部会長の負担を軽減するために、以下に述べる順に対策を講じる。

- (1) 人員配置を含めて事務体制を継続的かつ弾力的に見直す。
- (2) 多様なチャンネルを駆使して教員間の情報共有を促進し、教育改善に興味を持つ教員のネットワークを構築し、教員の意識改革を進める。
- (3) 各学部等が積極的に取り組めるよう部会や委員会のあり方を検討する。

5. 管理運営

【現状の説明】

本センターの最終意思決定機関は、前述の教育開発センター委員会である。教育開発センター委員会は、教育開発センター規程に、

- (1) センターの事業に関する事項
- (2) 部会の設置及び廃止に関する事項
- (3) その他必要な事項

を審議する旨定められており、委員会は学長が任命する教育開発センター所長が議長とな

り、委員の過半数をもって成立し、議事は出席者の3分の2以上の賛成をもって決することになっている。

なお、日常的なセンターの管理運営については、所長が召集する先述の教育開発センター運営会議がこれを担当しており、各部会で策定した事項を教育開発センター委員会に諮るための調整を行っている。

【点検・評価 長所と問題点】

教育開発センターの管理運営の責任と権限を所長に集中させつつ、最終的に委員会で各学部・研究科・センターの了承を得る形をとることにより、学長による本学の教育改革に対するリーダーシップが間接的に本センターの事業に反映するようになっている。

また、所長の判断を支援するために専門的知識を備えた副所長・部会長が管理運営に参画しており、集団指導体制によってセンターの事業を正しい方向に導いている。ただし、小規模組織の常として、管理運営責任が特定の少数の人物に依存する傾向が強く、今後、事業内容が複雑になることが予想されるので、一層の組織的整備が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在の管理運営体制は問題なく機能しているが、管理運営方針の一貫性と公明性を維持するために、後継者の育成をも視野に入れた組織的整備に努める。